要援護者支援に係る当面の目指すべき姿

地区コミュニティ協議会

民生委員児童委員協議会地区委員会

心域の団体

事業者等

地区福祉委員会

地域包括支援センター(高齢介護)

ケアプランセンター(高齢介護)

相談支援事業所(障がい)

在宅訪問・移動支援・通所等 サービス事業所(高齢介護・障がい)

入所

サービス事業所(高齢介護・障がい)

医療機関(法人として上記事業所を運営する場合あり)

その他地域の社会資源(学校・消防団等)

平常時から3団体間での情報共有が 基本的には可能。

→団体間の協力体制・役割分担 「誰がいつ何をどのように」といっ た支援の仕方の確認(個別避難計画 の作成等)を進める。

サービス利用者の場合は、個別避難 計画作成にあたって、事業者も携わ る形での本人同意が必要となるため、 地域の団体と情報共有が可能になる。

→地域との協力体制・役割分担を図り、情報共有を行う中で進める。

同一法人で複数の形態の事業所を運営している場合は、<u>利用者の状況や</u>安否確認情報等を少なくとも法人内の事業所間で情報共有・集約する体制を整えておく。

(例) 通所事業所で確認や調整した 利用者状況をケアプランセンターや 包括支援センター等で共有する。

必要に応じて連絡や協力